

(別紙)

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン

(農産物・林産物)

農産物の美味しまね認証団体審査・認証における残留農薬分析では、生産工程管理基準の管理すべきポイント（【青果物、穀物、茶 2.9.11】、【きのこ 2.7.11】）で要求する残留農薬検査のサンプリング計画における農場の選定方法について、下記のガイドラインが追加で適用されます。

1. 原則

美味しまね認証における残留農薬検査は、農場が適切な農薬使用を実施できているかを検証することが目的であり、製品ロットの合否を目的とした製品検査ではない。したがって、その目的からして、複数の農場の生産物を混ぜて 1 検体としたサンプルを分析することは禁止する。

選定された農場に対しては、管理すべきポイント 2.9.11（きのこは 2.7.11）の条件を満たす農薬成分・収穫時期・場所の農産物を検体としてサンプリングすること。

茶の場合は選定された農場に対しては、管理すべきポイント 2.9.11 の条件を満たす農薬成分・摘採時期・場所の生葉を特定して荒茶製造したものを検体としてサンプリングすること。なお、通常の荒茶製造ラインでの製造が困難な場合、別の方法で生葉を乾燥させ、通常製造の荒茶と同程度の水分量まで乾燥させたものを荒茶としてよい。

2. 対象となる農場

団体を構成している農場のすべてをサンプリングの対象としていること。

3. 農場の選定方法

残留農薬に関し、リスクの高い農場から優先して最低 1 農場を選定すること。該当する農場がない場合には、無作為に最低 1 農場を選定すること。選定にあたっては、あらかじめ順番を決めることや、検査対象となる農場に対して農薬使用前に検査対象であることを通知することがないようにする。なお、リスクの高い農場の条件には、例えば下記がある（順不同）。

- a. ドリフトが判明しているが、刈り捨てず収穫または摘採を予定している農場
- b. 過去 1 年間に、農薬使用方法が適切でないことを団体、審査・認証機関または内部監査によって指摘された農場
- c. 新しく団体に加入した農場、新しくほ場を増やした農場
- d. 過去 1 年間に、農薬使用責任者が変更になった農場
- e. これまで残留農薬検査を一度も実施していない農場
- f. 土壌残留農薬のリスクがあるほ場（例 過去農薬を埋めた など）
- g. 前作終了から期間を開けずに栽培するほ場を持つ農場